

北九州市請負工事若手技術者・女性技術者表彰要綱

制定 令和7年4月1日

改訂 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）において成績評価が良好なもののうち、その工事において中心的役割を担った若手技術者・女性技術者（以下「若手技術者等」という。）を本市が表彰することにより、工事に携わる若手技術者等の意識向上や技術力向上、次世代の担い手確保・育成に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は以下の（1）から（4）の要件を全て満たした者から選定する。

- （1）本市が発注する請負金額が1,500万円以上の工事（以下「当該工事」という。）を受注した市内企業等に所属する者。
- （2）若手技術者（満35歳以下）又は女性技術者。
- （3）当該工事受注後に「北九州市請負工事若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト」に登録された者。
- （4）当該工事の成績評価が75点以上で、その工事を中心的に執行した者（現場代理人、監理（主任）技術者又は監理技術者補佐）。

2 前項に規定する対象の詳細については、別途要領に定める。

(表彰及び公表)

第3条 技術監理局長は、第2条第1項に該当する技術者を表彰する。

2 前項に規定する表彰の詳細及びその結果の公表については、別途要領に定める。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、運用にあたり必要な事項は技術監理局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日時点で施工中の工事および令和7年4月1日以降に契約した工事について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日以降に契約した工事について適用する。